



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（デジタル社会推進課） 2
- 沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（中小企業支援課） 3
- 沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（下水道課） 5
- 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課） 5

規 則

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（デジタル社会推進課） 6

公布された条例のあらまし

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）
 - 1 知事が必要な限度で個人番号を利用することができる事務として定める療育手帳の交付に関する事務の規定を整理することとした。（別表第1関係）
 - 2 知事は、高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務を処理するために必要な限度で、個人番号を含む生活保護関係の個人情報を同一機関内で利用（庁内連携）することができることとした。（別表第2関係）
 - 3 知事は、教育委員会が高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務等を処理するために必要な限度で、個人番号を含む生活保護関係の個人情報を教育委員会に提供することができることとした。（別表第3関係）
 - 4 その他所要の改正を行うこととした。（第1条、第4条及び別表第2関係）
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（条例第33号）
 - 1 目的について定めることとした。（第1条）
 - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
 - 3 回収納付金を受け取る権利の放棄について定めることとした。（第3条）
 - 4 回収納付金を受け取る権利を放棄した場合の議会への報告について定めることとした。（第4条）
 - 5 その他条例の施行に関し必要な事項について定めることとした。（第5条）
 - 6 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）
 - 1 下水道法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（第1条、第3条及び第8条関係）
 - 2 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第36条第2項に規定する信号機に関する基準に、歩行者用青信号の表示を開始したことに係る情報等を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信する機能を付加した信号機を加えることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第32号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から11の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の2の項中「情報」の次に「又は生活保護関係情報」を加え、同表3の項中「療育手帳の」を「療育手帳（知的障害と判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の」に改める。

別表第3の6の項中「情報」の次に「又は生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

7	教育委員会	高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	教育委員会	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

例による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの		
---------------------------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例をここに公布する。

令和3年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第33号

沖縄県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者等の事業の再生を支援するため、沖縄県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関して必要な事項を定め、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号に規定する保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する求償権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又はその金額に満たない額による譲渡をいう。
- (4) 損失補償契約 県が保証協会と締結する契約であって、県が保証協会に対して保証

債務の履行により受けた損失の一部を補償することを約し、保証協会が当該保証債務に係る求償権を行使することにより回収金を得た場合に、その一部を県に納付することを約するものをいう。

- (5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約により県に納付しなければならない回収金をいう。

(権利の放棄)

第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をする旨の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる事業の再生に関する計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第135条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定又は助言に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された計画
- (2) 産業競争力強化法第140条第1号の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けた投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項の規定による株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定又は同法第32条の2第3項の規定による同機構の特定支援決定に当たり策定された計画
- (4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された計画
- (5) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項の規定により定める調停条項を除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和26年法律第22号）第17条の決定に基づく計画

(報告)

第4条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第34号

沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第35号

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める

条例（平成25年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「できるもの」の次に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第80号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年沖縄県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「別表第1の5の項」を「別表第1の4の項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「別表第1の6の項」を「別表第1の5の項」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別表第1の7の項」を「別表第1の6の項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「別表第1の8の項」を「別表第1の7の項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別表第1の9の項」を「別表第1の8の項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「別表第1の10の項」を「別表第1の9の項」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「別表第1の11の項」を「別表第1の10の項」に改め、同条を第11条とする。

第13条の前の見出しを削り、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）」を付する。

第14条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

第14条を第13条とする。

第15条第1号中「療育手帳の」を「療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、知的障害と判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条の前の見出しを削り、同条を第21条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報）」を付し、第23条を第22条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

第27条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 沖縄県高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 沖縄県高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

第27条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

第27条 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 専攻科修学支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 専攻科修学支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

第28条 条例別表第3の8の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 沖縄県立高等学校等の授業料等の減額又は免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 沖縄県立高等学校等の授業料等の減額又は免除の決定を受けた者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1